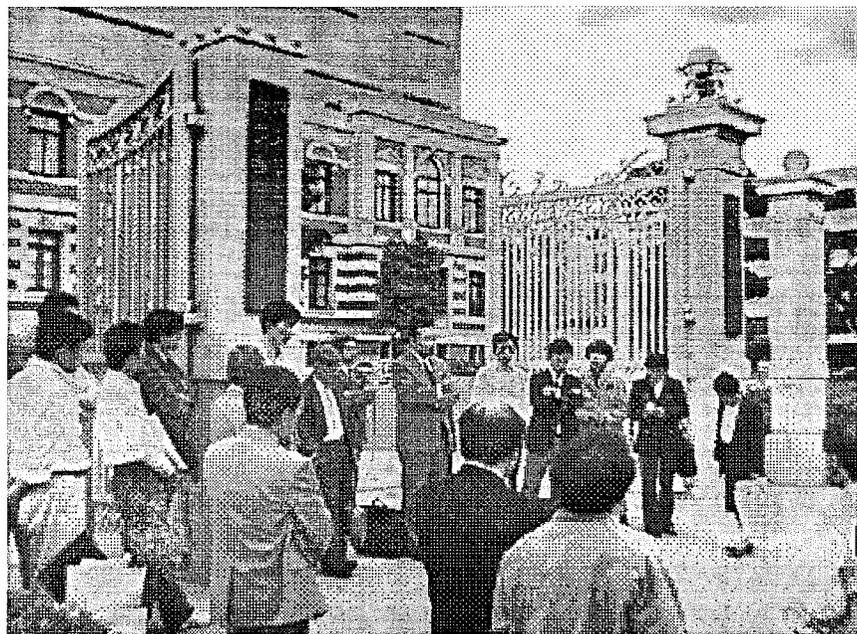


# 市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻92号 97/6 <1部100円> 発行人 玉本 格  
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131  
市芦反弹圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

公判日程 1997年10月7日(火) AM10:30~12:00 原告証言(鈴木、他6人)  
(神戸地裁204号法廷)



(1997. 5. 27. 公判報告集会)

## も／く／じ

### 第10回公判

- 学期途中の強配の処分根拠を崩し、「公務の必要性」の不存在を原告証言……………救援会事務局……………2
- 芦屋市公平審裁決に対する申立人コメント……………申立人一同……………3
- 活動日誌／2

第一〇回公判

学期途中の強配の処分証拠を崩し、「公務の必要性」の不存在を原告証言

市芦救援会事務局

去る五月二七日、神戸地裁二〇四号法廷において、原告鈴木先生の証言が行われました。前回の深沢先生に続く原告証言とあって、兵高教員高支部をはじめとした組合員や支援の会員の方々が傍聴席は満席となりました。ここに厚く御礼を申し上げます。

三月に公平審の不当裁決が出て、処分者側が証拠として本公判に提出することは、間違いない。証人は「処分時期、根拠の異常・不当性」と「公務の必要性の不存在」に焦点をあてて、公平委の処分者追従の「認定」事実をあわせて崩す証言として臨みました。

まず、処分理由の「一クラス減に伴う教員減」「過員解消」との処分者主張への反論を行いました。定数標準法を持ち出して減員するという人事方針が、本件処分に対してのみ適用され、同じくクラス減となった異動後の年度には一切適用されていない事実を示し、原告鈴木を特定して学校からの排除を目的とした処分であることを明らかにしました。さらに、「公務の必要性」として処分者が主

張する「63年高校総体」の準備業務について反論しました。原告が担当を命じられた「宿泊施設の確保」については、総体の開催が二年後であり、宿泊人数も他市と比べて少ないことから、急を要する業務でなかった事が証言されました。いわんや、年度途中の一〇月に現場の教員を異動させてまで担当させねばならない緊急性など一切なかったことが、当時の詳細な記録資料を基に立証されました。

尋問時間が少なく、異動に伴う学校混乱、処分意図、背景等についての証言は次回の一〇月七日の公判に行われます。裁判所の意向として、原告証言は次回で終了したい旨を示したことから、次回公判では鈴木先生に続いて残る原告六名の証言も予定されることとなります。

来春にも結審を迎える見通しとなり、「教員身分を奪う転職処分」の違法性を一層明らかにする取り組みを進めていかねばなりません。今後とも支援の皆様方の傍聴参加をいただきますよう、心から訴えるものです。

活動日誌(抜粋) 1997.3.11~5.27

- 3 11 精道中学校仮設住宅強制撤去反対市要求行動。
- 12 芦教組・市芦教組連名で「市芦入試における定員充足」を校長・市教委に申し入れ。
- 13 弁護団会議。
- 14 公平委が不当裁決。事務局会議。
- 17 兵庫県被災者連絡協議会「被災者怒りの集会」参加。通信No.90発送。
- 19 春季生活闘争第二次中央決起集会参加。
- 21 市芦合格発表(定員八〇名で七七名受験の内三名を不合格) 事務局会議。
- 25 兵高教本部中央委員会が公平委裁決の不当性を訴える。兵高教として抗議。
- 29 救援会幹事会。市芦処分公平審不当裁決抗議集会。
- 4 10 弁護団会議。
- 11 関西争議交流会定例会。
- 18 分執会議(新年度体制)
- 5 1 裁決書・指導員問題検討会。
- 9 分会懇親会。
- 12 弁護団会議。
- 13 通信No.91発送
- 20 住友ゴム公判(組合員差別)傍聴。
- 23 法対会議。
- 24 兵高教第一〇回定期大会。
- 27 神戸地裁第一〇回公判(原告鈴木証言)

芦屋市公平審裁決に対する

申立人の批判コメント

申立人一同

停職処分について

〈裁決書内容〉

主文 「停職一ヶ月を減給三ヶ月間一〇分の一に修正する」

理由 1 処分理由、組合員であることは争いが無い。

2 河村、深沢が別紙(1)、(2)の各日時(七・一をのぞく)に学校を離れたことを申立人は争わない。

3 前田の証言及び弁論の全趣旨によれば河村は、四・二六には何も言わず、四・二三、四・三〇には年休出すように言ったが応じず出かけたことが認められる。五・一四、五・二一の河村の主張は、前田の証言及び弁論の全趣旨に照らし措信できず、その他に認めるに足りる証拠がない。

4 深沢は、六・一〇、六・一七の尼崎市教

委、六・二四の王子動物園、七・八の校外授業、九・二の自宅研修を主張するが、前田の証言及び弁論の全趣旨に照らし措信できず、その他に認める証拠がない。

5 前田・小林の証言、条例、規則、割り振り(九・一)、及び前田の証言によって成立する無断職場離脱の記録により、処分者の主張どおり割り振りが行われていたことを認めうる。

申立人らの供述に、八・三一以前の割り振りがあったことを前提とする供述があり、弁論の全趣旨を総合すると割り振りはあった。割り振りは専権事項であり組合との協議を必要としない。

前田の証言及び弁論の全趣旨によれば、勤務時間を周知し、無断職場離脱がないように注意し、特に申立人らに対して再三注意していた。これに反する申立人らの証言を採用せず、くつがえす証拠がない。

6 教員の勤務の特殊性があるとはいえず、校

外へ出る場合、服務規則に従う届け出、承認がない。河村の四・二三、四・三〇は口頭で述べただけで正規の届け出ではない。河村は五・八に合意していた労使慣行と言いが、証言の他に証拠がない。前田の証言に照らし、本人証言を措信しない。

8 河村の処分時期についても「年度内になければならない」というものではなく、継続していたための処分で、恣意的といえる根拠はない。

9 各無断職場離脱行為を認定することができ。地公法第三五条、同第二九条に基づき懲戒事由が存在する。

10 処分は無断職場離脱という違法行為を処分したもので「組合活動」を理由としたものではない。仮に、一部に支部執参加があったとしても、無断職場離脱を適法化できず、違法の主張自体失当である。

11 懲戒審査委員会が処分基準を報告したことを認める。この基準は審査委員会の内規であり、処分者を拘束しない。仮に、この基準によるとしても、前田及び小林の証言並びに弁論の全趣旨により、当時申立人らの言動は、上司である校長に対して反抗的で加重理由がある。しかし、処分歴がないし、他の懲戒事案その他の諸般の事情を総合すると加重したとしても重きに失する。

以上

### 停職処分事件判決批判

#### 1 職務専念義務違反と造語「無断職場離脱」を混同

裁決書は、「地公法第三五条、第二九条に基づき懲戒事由が存在する」と結論した。

第三五条は「職務専念義務」であり、第二九条は「該当する違反行為に対して懲戒処分を加えることができる」というものである。それならば、職務専念義務違反が存在したかどうかについては、詳細に検討が加えられなければならない。「無断職場離脱」という法的概念は成立しておらず、処分者がしきりに繰り返してきたこの用語が、法的に「職務専念義務違反」と直結するかどうかを検討されなければならない。にもかかわらず、裁決書には一切の記載がなく、「無断職場離脱」を繰り返したから、「職務専念義務違反」として懲戒処分が許されるとしている。素人でも考えられるこうした疑問に、裁決書は全く答えていない幼稚なものである。

仮に、処分者の主張のとおりその手続きにおいて不備があったとしても、実際に出張していたものを職務専念義務違反とはできないというのが常識的な判断であろう。「無断職場離脱」なる用語は、処分者が、予断により支部執参加と事実誤認した出張までも恣意的

に処分理由としてしまったための造語であった。にもかかわらず、裁決書はその造語を法的検討を加えないまま用いている点において、処分者の発想そのままである。ここでは、冷静な、本来持つべき公平委員会の判断機能はすでに存在していない。

つまり、職務専念義務違反を処分事由としているにもかかわらず、裁決書が論じているのは「無断職場離脱」という処分者が作り出した造語についてだけである。職務専念義務違反についての検討が全くなされてない。公平委員会は文章の読めない人たちが構成されているのかと腹立たしい限りである。せめて筋道たててものを考え、きちんと文章を読み書きする能力の備わった人になってほしいものだ。「何でもありの芦屋市」と笑ってはすまされない問題である。

#### 2 処分事実の誤認について 具体的事実を踏み込まず

職務専念義務違反を論じる場合、その具体的事実が重要となる。

支部執参加については労使慣行の存在が争点となるが、それをさておいたとしても、事実誤認により職務専念義務違反として処分対象とされたものが、分かっているものだけでも、河村については処分対象一二件のうち四件、深沢について一件のうち六件もある。

事実誤認された合計一〇件のうち、勤務場所を離れての勤務(自宅研修)が三件、出張(校外学習の下見、校外学習、企業訪問、奨学金手続きのための尼崎市教委訪問)が七件ある。

これらの事実誤認に対する裁決書の記載は、「前田証言及び弁論の全趣旨に照らし措置できず、その他に認めるに足りる証拠がない」、ただこれだけである。なぜ処分者側主張が信用できて、申立人側主張が信用できないのかの記載は一切ない。にもかかわらず、裁決書の「理由」なのだ。題名の付け間違いか、理由の意味を理解する学力がないのか。

これらについて、申立人側は、学年会企業訪問日程表、校外授業資料、校外授業下見の際の王子動物園入園券、夏休み宿題調査中の自宅研修を認めていた校長証言等、申立人本人の証言以外にもその主張を立証する証拠を明確に示している。これに対して、処分者から出されているのは、差し替え、書き換えが行われていたことが立証された信憑性の薄い学校日誌と、「から出張」で出張旅費を詐取しようとして学校日誌に虚偽記載をさせたり公文書を偽造した前田校長の証言だけである。手続きの点はさておいても、実際に勤務に就いていたことを認めれば、それはもはや職務専念義務違反とはなり得ない。造語「無断職場離脱」を生かして処分を正当化するには、

事実は一切踏み込まず、「前田の証言及び弁論の全趣旨に照らし措置できず」という意味不明な言葉で裁決書を装飾するしかなかったであろう。そのため、裁決書の全文にわたってこの言葉が大手を振って歩き回ることになる。

#### 3 勤務時間の割り振りの存在を根拠もなく認める

「前田、小林の証言、条例、一九八六年九月一日に張り出した勤務時間の割り振りによって成立する無断職場離脱の記録により、処分者の主張どおり割り振りが行われていたことを認めうる。」ん？どこか論理がおかしい。委員は何も感じないのだろうか。

無断職場離脱の根拠となる勤務時間の割り振りの存在が争われているのに、処分者が勝手にでっち上げた無断職場離脱の記録に基づいて、割り振りの存在が立証されたと裁決書はいう。

さらに、証言箇所も指定することなく、「申立人らの供述に、八月三十一日以前の割り振りがあったことを前提とする供述があり」と勝手に解釈を織り交せて処分者主張を擁護する。ここでは、処分者側作成の公文書「勤務案件の手引き」に、一九八六年度までは市芦高校の勤務時間の割り振りだけが記載されておらず、確実に、同年四月一日には勤務時間の

割り振りが存在していなかったことが明らかになっていることには一言もふれていない。前田校長は「四月一日に、勤務時間の割り振りを職員会議で全職員に周知した」と証言している。この点からだけでも、前田証言の信憑性は崩れ去っている。この重要な点を公平委員は意識的に無視する。勤務時間の割り振りに関する前田証言については、詳細に反論しているが、その点については具体的に一言も裁決書はふれていない。

ここでも一貫して、具体的事実には踏み込まず、「前田の証言及び弁論の全趣旨によれば」ば、申立人らの反論は採用できないというわけである。

#### 4 労使慣行と処分時期、やけくそで処分者主張を採用

「一九八五年五月八日に合意していた労使慣行というが、証言の他に証拠がない。前田の証言に照らし申立人本人の証言を採用しない。たいがいにしてほしい。」

申立人側は、当時の組合ニュースを証拠として提出しており、それに対して処分者は当日の記録の提出を求められたにもかかわらず何の証拠も提出できなかったのは処分者の方である。しかも公文書偽造、から出張、審理廷での証言の破綻と、前田証言こそ信用しがたいというべきである。

また、「年度内に処分しなければならぬというものではない」。処分者の主張が本当だとすれば、当然もっと早い時期に処分が行われてしかるべきであるのに、一年半以上も放置しておくことの方が不自然だとの指摘に、裁決書は一切答えていない。審理内容を検討もせずに、処分者の主張を丸写しにしているだけである。これでは、公金泥棒といわれても仕方がなからう。

#### 5 無断職場離脱行為を認定する 具体的証拠を一切示さず

ここでも職務専念義務違反の認定について検討されていない。最後まで、無断職場離脱という造語で一貫させる。そして最後の一行で職務専念義務違反にこっ所りとすり替える。詐欺のような裁決書である。おまけに、この争点については一切具体的事実、証言についての検討内容を記載せず、「前田の証言及び弁論の全趣旨に照らし、処分者主張を採用する」で押し通している。

#### 6 公平委員会が不当労働行為

極めつけが処分の重さだ。裁決書は処分基準の存在を認めている。ところが、処分基準は処分者を拘束しないという。これまでの全処分がこの処分基準によって決定されている

という事実の指摘には何の記載もない。しかも、処分基準には「過去の勤務成績等を勘案し」とある。従って、これまでに処分歴がないのであるから、処分を軽減することは当然である。しかし、「反抗的であるから加重理由がある」と裁決書にあるのは驚きだ。反抗的とは組合による抵抗、反対運動を指している。同じ欠勤でも組合活動による抵抗運動であれば処分を重くしても良いとは。処分者さえ言えなかったことを公平委員が堂々とぶちあげているのだ。あきれてものが言えないとはこのことだ。

公平委員会の機能を、いい加減な公平委員によって麻痺させられることは許し難い。しかし、処分者側の違法不当性を明確にした証言、証拠を審理調査という形で手に入れた。そして、元裁判官で、雇用者側の弁護ばかりをしているといわれている審査長が、必死で処分者に有利な裁決書を書こうとしても、これだけのものしか書けなかったということが明らかとなった。

裁判では、同じ審理調査を使って、処分の違法性を明らかにさせていくしかない。

(深沢)

次回公判 原告証言

一〇月七日(火) 10時半〜12時

なかで転任について、次のように述べている。

地方公務員法は、平等取扱いの原則(同法一三条)や、不利益取扱いの禁止(同法五六条)を定めているので、これらの原則に違反する転任は違法となる。転任が不利益処分審査で争われる場合、転任は裁量行為であると主張しても、それだけでは済まず、送出し側の相当性、すなわち、どういう理由で転任が必要であり、かつ、本人を選んだかと、受入側の相当性、すなわち、何故その人間をそこに配置替えする必要があるかについて、主張立証させられる。

また、人事異動の基本方針を公表している場合には、当該人事が、この基本方針のどの条項に該当するかということまで釈明を求められ、立証させられる。転任をする場合に、基本方針のどの条項に該当するということがいえるように、充分検討した上で行わなければならない。裁判で、人事権の濫用といわれる結果になる。

送出し側で、ある職員を選んだ相当性、例えば、勤続一〇年以上を配置換えの対象にするといっても、その事業場に一〇年以上の者が何人かいれば、どうして、当人を選んだか説明を要求される。送出し側の説明ができて、次にどうして、当人をその新しい職場に配置換えしたかということの説明を要求されるので、受入側の職員構成等についても配慮

強制配転処分裁決批判

中立人鈴木についての裁決書批判

1 最初に、転任処分をめぐる問題の、ごく「常識的理解の水準」を紹介しておく。  
処分者側書証でもある、「吹田二中教師転任事件最高裁判決」によれば、身分、俸給に不利益な異動を生ぜしめる転任はもとより、客観的、実際の見地からみて勤務場所、勤務内容等に不利益を伴う転任は不利益処分になるものである。

この判決によらずとも、当然のことに、転任命令の内容をなす新職務・新職場が任用の同意から合理的に推測される範囲外ものと判断されるものは、違法であり、無効である。例えば、当該職員が専門職として採用されていたれば、行政職に移すことは任用の同意から推測される範囲外のものであるからそれ自体不利益処分であり、本人の同意がなければ、業務上の必要性があっても許されない。

また、任用の同意から合理的に推測される範囲内のものであったとしても、任命権者の許容される範囲を超える場合、つまり、身分、俸給に不利益な異動を生ぜしめる転任はもとより、客観的、実際の見地からみて勤務場所、勤務内容(専門的知識・経験を生かし得る職

務内容等)等に不利益を伴う転任は裁量権の濫用として違法である。行政救済の場合は違法に至らない不当な場合も取り消し対象となる。

身分・俸給に不利益な異動を伴う転任処分とは、当該転任処分が、実質的に降任、降給と評価されるときである。降任の判断基準は「職務の等級が下ること、これが同等だとしても、職制上、上下の別が判定できる上位の職から下位の職にくだること」(金沢地裁判決昭和五六・三・六)とある。

裁量権の濫用になる場合とは、業務上の必要性が存しない場合や業務上の必要性が存在する場合でも、当該転任命令が他の不当な動機・目的をもってなされた場合(不当労働行為、異動基準を、特定の職員、特定のグループの職員を狙い打ちにするために特別、臨時的に作成した場合や異動基準該当者が少なからずいる場合は選択についての裁量権行使の当否が問題となる)あるいは、労働者に対して通常甘受すべき程度を著しく越えて不利益を負わせる時である。

(「地方公務員の転任処分をめぐる不利益処分の救済」(東京都人事委員会審査担当課長 田中庸夫より)

2 処分者側代理人俵正市ですら、「人事管理の法律問題」(「地方公務員の人事と労務」)の

さない裁決書で明らかである。

人事というものは、数字の数式のように計算できて、この人間は必ずここに行かなければならないというものではない。しかし、そのような主張だけでは、なかなか人事委員会、裁判所の理解は得られず、それに対応した考えを持って、人事を検討する必要がある。

次に、転任について、それが団体交渉の対象となる交渉事項かどうかの問題がある。結論的には、転任の基準については、交渉事項となるが、個別の転任は、交渉事項とならないと考えるものである。この考え方の根拠は、地方公営企業労働関係第七条第二項に、交渉事項として、「昇職、降職、転職、免職、休職、先任権および懲戒の基準に関する事項」があげられているので、一般の公務員についても、転任の基準は交渉事項になるであろう。(同書P三〇〜P三四)

専ら、行政側や企業側のおかかえとして行政や企業が行った処分の処分者側弁護を引き受けてきた、俵弁護士の転任についての見解が以上のようなものである。

3 高澤、石垣ら市公平委員が、「処分者以上に処分者寄り」で、ただ処分の追認だけを「業務」としたことは、以上の、処分者側ですら認めざるを得ない法律常識の初歩すら満た

4 裁決書の鈴木事案に関連する部分は、八人共通部分を含めて、申立人の主張のまとめは原稿用紙わずか一枚、処分者主張は同三枚、公平委員会の理由部分はほとんどを処分者主張を引いてそれを要約した同二枚程度である。それが全てである。

結論はさておいても、その結論に至る理由が全く述べられていないことに唖然とする。ただ「処分者の主張は処分者の証言と弁論の全趣旨から認められ、申立人の供述・記載は信用できない。」の一言である。何を事実として、何を証拠として証言と弁論は認められ、申立人のそれは信用できないのか一切書かれていない。

5 ほとんど虚しいことではあるが、三点に限ってふれておく。

① 不利益処分でないことの理由として、教員給料表の適用をあげているのみで、教員の地位喪失と職務内容の変更を伴う転任には同意が必要であるのに、その点を意図的にふれていないこと。(ふれると結論が覆される)

免許資格、教特法による採用方法や研修等についての特例、人確法による給与の特例措置、超勤の制限と教職調整額の支給という特例が教員には認められるが、申立人らには認め

められない大きな変更であるから、その不利益性は著しい。「転任による通常発生するもの」ではなく、明らかに受忍の限度を超えているのに無視である。

「給与面での不利益はない。」というが、教員特別手当、教職調整額が支給されなくなることに伴う不利益は、このままでは一〇〇〇万近くになるのに、通常のことと片づける。

② 「年度途中の異動処分も裁量権の範囲内で、違法・不当なものではない。」の一言で、一〇月一日の人事異動という処分者側証人も言う前代未聞の異常な異動を正当化している。証言や証拠で、学期途中の突然の異動がどの様に生徒の教育に打撃を与えたのか、立証しているが、一顧だにしていない。まして、事前に校長に現場の事情を聴取することもなく、内示もなく、当日校長に知らせ、学校勤務中に辞令を交付するというやり方が常軌を逸していることにも目をつぶる。このような異常な異動であるから、規則により当然教育委員会で報告され協議されるべきことであるのに一切されていないことの手続き上の重大な瑕疵を指摘し、その証拠も提出しているのに、これまた黙殺である。

③ 処分者側代理人依のいう送出し側の相当性の検討も受入側の相当性の検討もない。処分者がでっ上げた「過員」については、申立人の詳細な反論があるため、これまた蓋をしてしまい、申立人の特定については「社会科教員が一人減っても教頭がカバーできると判断した」と何の根拠もなく判断している。申立人の教育活動は教科指導はもちろん学年分掌、クラブ分掌とあり、突然の配転によりいかなる否定的影響と打撃が生じたかは、証言、証拠で提出しているのに、闇に葬っている。言うことがないので「勤務年数が一番長く」と書いてみたが、これも嘘で、まして処分者の主張してもいない「オールラウンドの能力が必要な高校総体準備のための役割」などどっち上げている。

一〇月の時点で、受入側の業務の必要性がなかったことについては、処分者側証書も含め数々の証拠で立証している。これらの証拠についても知らぬふりを通すのである。処分者が最終準備書面で、「業務の単純、軽微なものにすぎなかった」というのは申立人の意図的な作出の結果である」という言い方で、実は業務の必要性など無かったことを白状しているのに都合よく見逃している。

あまりにも異常な異動であるがゆえに、通常の場合以上に転任の合理性と必要性が具体的に検討された上ではじめて結論が導き出されるべきだが、検討のかけらもない。一歩検討に入れば、たちまち予め結論している「処分者がでっ上げた「過員」については、申立人の詳細な反論があるため、これまた蓋をしてしまい、申立人の特定については「社会科教員が一人減っても教頭がカバーできると判断した」と何の根拠もなく判断している。申立人の教育活動は教科指導はもちろん学年分掌、クラブ分掌とあり、突然の配転によりいかなる否定的影響と打撃が生じたかは、証言、証拠で提出しているのに、闇に葬っている。言うことがないので「勤務年数が一番長く」と書いてみたが、これも嘘で、まして処分者の主張してもいない「オールラウンドの能力が必要な高校総体準備のための役割」などどっち上げている。

イ 教職調整額、教員特別手当が支給されなくなっても、転任により通常発生するものであり、違法、不当な不利益と言えない。

4 むしろ、異種の職種又は身分間における降格の有無は、給料面での比較が重要である。申立人らの給料面での不利益はなく、降格人事と言えない。著しい不当ないし違法な不利益を与えるものと言えない。

エ 指導員の身分と職名について

以上の公平委の「事実認定」について、ア、イ及び裁量権の範囲等に関しては、前記の鈴木配転事件の裁決書批判ですでに触れているので、以下、「指導員への転職」に限って批判しておく。

1 市規則、その他の法令によっても指導員が教職員であることを裏付けるものは見あたらない。もっとも小林証言によれば、指導員の職務内容は指導主事の職務内容と基本的には代わるころはなく、ただ、指導主事が学校教育に関する専門的事項の職務に従事するのに対し、指導員は、概ね社会教育に関する事務に従事するものとして運用されていることが認められる。従って、指導員は社会教育に携わる事務職員であると認められる。この認定事実を覆すに足りる証拠は無い。

公平委はなにを審理で見聞きしてきたのか、彼らは、あらかじめ申立人らの証言、証拠は措信しないと決めてかかったとしか言い様のない結論の出し方である。

2 本件異動処分は、教育職から事務職である指導員への転職を命じるもの

この件に関しては、申立人滝山の証言、証拠で処分者側主張は崩壊しているのである。即ち、一九八〇年度の人事異動に関する証言で、まさに指導員職が「指導主事職の基準に満たない」職として新設された(甲第一九四号証市教委議事録)年に、申立人滝山が、本件処分と同じ文化財係に、当時は指導員ではなく指導主事として異動させられ、本件処分では指導員で異動された事実が示され、処分者もこの事実を認めたのである。

3 事務職員が学校教育における教育職に比して業務の独立性が少ない。直ちに係長等の職に昇格しえる身分ではない。その点において本件処分は不利益を与えるものと言える。しかし、その職務固有の性質であり、直ちに降格処分とは言えない。

公平委はこの結論を導き出すにあたって、「本件処分は降格処分ではなく、身分の変更を伴わない、いわゆる「水平異動処分」であり、いわゆる「水平異動処分」であり、かつ、申立人らに違法、不当な不利益を与えるものではない」とし、これを認定する「事実」としていくつかあげて上げているが、六人共通部分について以下に示しておく。

分者を勝たせる」ことがおぼつかなくなるためであろう。

高澤公平委員長は元裁判官で現役の弁護士、石垣委員は芦屋市幹部職員をつとめあげ、総務庁の行政苦情相談員、相坂委員は現役の大企業労組の連合体の中央執行委員長であり、いずれも世間的には有能の評価高いであろう。その彼らが、これほど不様で、無内容、無能な裁決書しか書くことができなかったことに、一〇年をかけたわれわれの審理闘争が反映しているとしてもしておく。(鈴木)

一九八七年度六人強制配転事業 共通部分についての裁決書批判

1 「申立人らの同意の必要性はない」

公平委はこの結論を導き出すにあたって、「本件処分は降格処分ではなく、身分の変更を伴わない、いわゆる「水平異動処分」であり、かつ、申立人らに違法、不当な不利益を与えるものではない」とし、これを認定する「事実」としていくつかあげて上げているが、六人共通部分について以下に示しておく。

ア 異動後も従来通り教員の給料表を適用され、級及び号級に変更がない。

そのとき、一度も教壇に立った経験がない、教員免許を有する二名が指導員として初めて配置された事実も、小林証言で明らかとなった。これらの証言、証拠から、小林証言に言う「指導員の運用」実態や「指導主事と指導員の職務内容の違い」も事実と異なることが明らかである。

しかし、公平委は、教育委員会議事録における指導員の職名設置の経過が公文書として存在する中で、その事実をさしおき、何の規則上の根拠も示せない小林証言の「社会教育云々」の証言を「措信」し、申立人主張をとにかく退けたのである。

申立人主張を覆す証拠がないのは処分者なのである。

(二)「身分の変更を伴わない水平異動」とは何か

公平委は本件処分を「教育職から事務職である指導員への転職」とは認めたが、「教員身分の変更」について、根拠をいっさい示さず、「変更なし」との結論を出しているのである。そして、争点を「降格人事か否か」にすり替えることで、その「身分問題」をこまかし、唯一「給料表が同じ」という処分者側主張をそのまま追認する裁決を出したのである。

審理において処分者側証人小林ですら、本

件処分を当初「配置換え」と言い、証言を幾度となく翻し、「転職」と認めた後も、その市任用規則上の規定、取り扱い、そして、まさに処分の本質に触れる「教員身分の有無」に関する証言はデタラメそのものであった。

指導員は「学校籍はない」「教特法の教員には該当しない」「教員免許を必要としない」「行政職でもない」「等々の処分者側証言のどこを採用すれば、「教員身分の変更はない」との裁決を公平委は出せるのか。

また、「水平異動」なる処分者側の「造語」の法的根拠も問うことなく、それをそのまま採用して「不利益なし」との結論を出す公平委の破廉恥さは許されるものではない。

(三)「降格処分」が争点か

「教員の身分喪失」という本件処分の争点について、前記の通り申立人主張を整理し、処分者側小林証言を点検すれば明らかに処分者側主張の根拠がなくなるとして、公平委は、次に「降格処分」問題があたかも転職処分の争点であるかのごとく粉飾したのである。

「異種の職種又は身分間における降格の有無は給料面での比較が重要である」と、審理で争点として設定もされなかった点を、まさに「自問自答」して、勝手な結論を出すという役者ぶりを発揮している。

異種の職種に教員を本人同意もなく異動させることがそもそも本件で問われているのである。

「同じ給料表を適用すればどんな異動も許される」ことが、暴論であることは言うまでもない。裁量権を前提としても、いくつかの判例を処分者側も上げて論じているが、公平委はここでも、例によって、「裁量権の範囲」を慎重に示した処分者側提出の判例まで無視し、給料表さえ同じなら「降格処分でない」、さらにはそのことで「異職種への転職も違法でない」と、処分者主張の追認にとどまらず、裁量権の無原則な拡大解釈までやってのけたのである。

ちなみに、申立人滝山の一九八〇年の異動が指導主事であり、本件処分では、同じ職場、同じ職務内容の異動でありながら指導員であるという事実から、裁決書で一般論として「指導員は不利益に当たらない」との結論を導き出した不当性は明らかである。

その職のままでは係長になれない指導員が指導主事と同等でないことは明らかであり、いかなる理由をこじつけようと、申立人滝山、同森村両名が、かつては指導主事として異動された事実から、今回の処分が「降格処分」であることは明らかであることを申し添えておく。

(三)「過員は九名」の認定について

申立人証言、及び最終準備書面において、市芦教員定数削減の定数条例改正を審議する市議会で、処分者側が提出した過員算出根拠資料等が虚偽であることを明らかにしている。

処分者は、定数条例上明らかに含まれない臨時教員三名を含めた市芦教員数を根拠にし(教諭は三七名)、その上で、校長、教頭、養護教諭、司書教諭の四名を加えた四十一名を市芦教員数とした。そこから、標準定数法による三二名の教員配置とすると九名の過員が生じると、その資料を議会に提出し、その資料に基づいて審議が行われたのである。

しかし、臨時教員(助教諭)三名は定数条例上定数に含まれるはずもなく、実際の過員は九名から三名を引いた六名であり、その三月議会の時点では三名の転出者が内定を迎える段階にあったことから、過員は三名となるのである。

しかし、処分者は、臨時教員を定数に組み込む操作をえて行うことにより、九名もの過員が生ずるとの数字のペテンを労すること、多くの組合員を市芦から排除したのである。

生徒の教育権を保障してゆく教育条件整備を行う責任と義務を有する教育行政が、この

2 人事権の濫用について

(一)「人事の停滞がある」の認定について

市芦高校における教員の人事異動の実態は、甲第二一〇〜二二三号証に示すごとく、近隣他校と比較しても、処分者側主張に言う「停滞」どころかその逆の異動状況であることを示している。公平委は、何らの証拠を示さず「人事停滞」と主張する処分者主張を採用し、証拠で事実を示す申立人主張を退けているのである。まさにこのような「不公正」「不公平」な判定に基づく裁決が、公正であるわけがないのである。

(二)「昭和六二年度人事異動方針」の認定について

一九八七年の六人の異動に関する「人事異動方針」については、小林証人が第二四回審理で証言した以外に、証拠は提出されていなかった。

市教育委員会として策定される「人事異動方針書」に基づいて教員の人事異動はなされるのであり、とりわけ、その前年の「行政改革大綱」をうけて、市芦教員の「適正配置」を処分者が実行しようとしていたと小林は証言している。

ように単年度に大量の職員を削減するとした際にとるべき態度とは、教育現場の混乱や教育力の急速な低下を招かないために、過員として異動させる人員が最小限になるよう、あらゆる手だてを講ずることであるはずである。

しかし、処分者が今回とった手だては、むしろ過員を虚偽に多く算出するという数字操作、ペテンまでして、教育行政として現場の条件整備を行う立場を放棄して、意に添わぬ組合員を一人でも多く排除するという手だてだけを講じたのである。

一方で、処分者側としても、臨時教員の定員内算定には条例上無理があることは承知しており、「定数標準法も常勤の助教諭は定数内に含めており」(処分者側最終準備書面)と、定数条例の問題であるのに、そこだけ定数標準法を持ち出すという苦しいいいわけをせざるを得なくなっているのである。

しかし、市の定める定数条例は、あくまで正規職員であることは言うまでもなく、処分者の主張は自ら条例違反を認めるものである。

さらに驚くべきは、「さらに言えば、市教委は助教諭三名を定数条例上の教諭に含めているわけではなく、定数条例上、三名の欠員を前提に正規教員に代わる教師として助教諭を位置づけ、過員(本件の場合六名)計算をしているにすぎないことを補足しておく」(同書面)と処分者側は主張している。

詰まるところ、条例改正に際して、たまたま在籍していた臨時職員数を欠員として当初に固定し、正規職員をその数だけ多く削減するという条例改正であったというのである。

定数改正により過員を生ずるという改正に際して、あらかじめ欠員を設定するという点とは、正規職員の配置を定めたばかりの定数よりも少なくすると言つことであり、これは、二重のペテンである。

このような処分者の違法な過員算出根拠、過員算出の虚偽、定数条例配置上のペテンに関する、公平委はいっさい触れることなく、「九名の過員解消」をそのまま認定したのである。

(滝山)

### 申立人滝山についての裁決書批判

#### 特に二点に限って

1 「現場からの人員要求」について

文化財係からの人員要求は、異動の前年秋に生じた「芦屋市が違法発掘」としてマスコミにたかれた不祥事から、「文化財発掘調査専門職員」の増員が、国、県からも強く出され、担当課長もそのような人員配置を考えていたことは、滝山証言、提出証拠、及び小林証言でも明らかである。

申立人のような事務員を要求していたわけではないのである。

2 「学芸員資格」について

前記の専門的業務を遂行できる資格と学芸員資格が何ら関係がないことは、県教委の基準、学芸員法の証拠によって明らかであり、先の公務の必要性にこの資格があたかも関係するとしてこじつけた処分者側主張は根拠がないのに、裁決書はそのまま採用している。

以上、裁決書についてその内容の批判を行ってきたが、総論的に言うならば、公平委の判定にかかる部分は、その大半を本件処分当初に処分者側が出した答弁書をそのまま引用しているものであり、いわば、申立人らが、証言、証拠、書面等によって、処分根拠に関して詳細に反論してきた事実のすべてを、「申立人の証言を措信しない」という一言でかたづけ、一〇年に及ぶ審理を無視したものでしかないのである。

一言で片づけられるような内容であるはずもなく、この悪意に満ちた処分方は、処分者に対してこそ向けられるべきである。

公平、公正中立のひとつから有さぬ裁決書と言うほかない。

一〇年という月日を、立場こそ異なるとはいえ、同じ場所ですら事実の究明に望んだという公平委員の自覚は裁決書のどこにも現れていない。処分者に不利な事実のいっさいを不問に付すというなら、もはや処分者の御用機関

ではない。公平委員の残されたとるべき道は退任しかない。(滝山)

### 申立人小川についての裁決書批判

「みどり学級では乳幼児関係の療育訓練等、全面的に充実の必要があったが、市教委は小川は障害児教育に非常に熱意があると校長から報告を受けていたので、学校教育の経験を活かしてみどり学級での訓練等の充実を図ってもらうことを期待して、かつ、三年間持ち上がり学年の生徒が卒業したこと、在職年数が一〇年を越えたことも考慮して、市教委は小川に対して本件異動処分を行った。」という処分者側主張にたいして、公平委員会は次のように結論つけている。

「証人前田及び小林の各証言ならびに弁論の全趣旨において処分者側前記主張は全面的に認められる。」とし、申立人の証拠、陳述、証言にはいっさい言及することなく、処分者側主張の認定を覆すに足りないとして処分を認めている。

しかし、処分者側主張に対し以下のように書証、陳述書、証言でもって反論を展開している。

みどり学級における職員の増員要求は乳幼児の訓練及び療育について専門的知識を持つ理学療法士あるいは作業療法士であって高校を卒業し、その後退しているにもかかわらず、厚顔無恥にも答弁書そのまま写している。

英語科で森村を配転したため、英語科の教員体制が破綻したことは審理廷で明らかにされている。しかし裁決では一切触れられていない。これは臨時教員を残して正規教員を配転したという不当労働行為が明らかになることを懼れたのである。

処分者の代弁者となった公平委員会は全員辞職すべきである。(森村)

### 申立人石橋についての裁決書批判

石橋固有の問題について、以下二点に限って批判する

1 麻田、石橋及び吉岡の各申立てについて  
裁決で「同和对策部上宮文化センターの併任を解除する」との処分により、実質的にその目的が達せられ、さらに市教委による「市長の事務部局に出向(併任)を解除する」との処分により、市長が同申立人らに対する処分権者たる地位を失ったので、申立の利益を失ったものであると認められる、と認定。

申立人石橋、吉岡が、当初市長部局の上宮川文化センターへ強配された。その時に、発令された辞令に職名が記載されていなかった。この件については、こちら側の証拠、証言で、「条例違反である」「違法な辞令である」こ

教員ではない。(甲一三三八号証)

市芦高校において障害児教育に熱心であったのは何も小川だけではなく、全教員が等しく障害児教育に取り組んでいた事実があった。(甲一八九号証)

市芦高校の障害生とみどり学級にいる重症心身障害児(とりわけ乳幼児)とは、障害の実体が全く違い、市芦高校での障害児教育に関わった経験がそのままみどり学級で生かすことはできない。(甲一三七号証及び陳述書、証言)

社会科教員六名のうち在職年数が一〇年を越えるものは小川を含めて五名おり、その中でなせ小川が特定されたのかはいっさい明らかにされていない。(甲一六〇号証)

以上のように処分者側主張に対して悉く反論しているにも関わらず、申立人主張についていっさい言及することなく結論を出している。はじめから結論ありきの裁決であるのは明らかである。(小川)

### 申立人森村についての裁決書批判

裁決書は、P三八(ウ)配転先の新図書館について、「職員」二名の増員が必要であり、読書相談・読書指導等の業務につき経験が豊富である職員が求められたところ、市教委としては英語の教師であった森村を通任者として

選び」と処分者の主張をそのまま引用している。

「読書相談」については芦屋市立図書館では独立した業務ではなく、誰もがカウンターで対応していた。また現代の公共図書館では「読書指導」という図書館側の主観による資料のおしつけはせず、市民の自由な選択を援助するという立場をとっている。

児童や生徒に対する読書相談・読書指導を重視する学校図書館と利用者の求めている資料を提供することを重視する現代の公共図書館を混同している処分者側(小林証言)のこじつけは審理廷で破綻している。しかし裁決は臆面もなく「読書相談・読書指導等の業務」という言葉に、処分者側が「教職経験が豊富である森村」と主張している部分から教職を抜いてくっつけるという、まさに杜撰な作文でしかない。

また新図書館開館に向けては、司書資格を持った人物が必要で、教職経験が豊富である人物など図書館は求めていなかったことは芦屋市立図書館協議会答申より明らかである。処分者側に不都合な証拠は一顧だにされていない。

森村特定理由も持ち上がりと在職年数が一〇年を越えたという処分者の主張をそのまま認めている。持ち上がりについては、処分者も最終段階で二本柱から配転理由の一つに過

とは明らかにされた。さらに、「職名のない辞令を出さざるを得なかったのは、そもそも指導員という職名を申立人に付けたことに起因する」ことも明らかにした。

そのことでは、処分者が全く反論できず、唯一寺内処分者側代理人が「そういう職名のない辞令はあるから見せましよう」と審理廷で大見得を切った。しかし、そのような辞令が処分者側から証拠として提出されなかったし、勿論そのような辞令を提出できるわけもない。(違法な辞令をさらに私たち以外に芦屋市は発令していることになるから)

つまり、この職名なし辞令に関しては処分者側は全くお手上げで反論すらしていなかった。

しかし、公平審は申立人石橋、吉岡が一九九二年上宮川文化センターから再度それぞれ図書館、美術博物館へ配転させられた事実を取り上げて、その訴えの利益は無くなったと裁決した。つまり再度図書館(教育委員会事務局)へ配転させられたので職名のない「市長部局へ出向」という違法な辞令は知りませんよというものである。門前払いである。

しかし、この門前払いは全くおかしい。例えば、泥棒に入って、その泥棒が盗んだものを返したからといって、その盗んだという行為が許されるわけもないことは当たり前のことである。

なければならぬ職種ばかりである。

公平委員会は、意図的に申立人の異常な勤務時間を無視して、処分者側の主張は立証することなく、「通常発生するもので」あるからとごく一般論で片づけて、違法、不当とは言えないと結論づけている。

しかし、先に述べたように、今回のような事例は通常は発生しえない事柄なのである。前提が違う。だからこそ、「同人らの不利益は違法かつ不当な不利益である」としかその結論は導きようがないのは明らかである。

この場合も公平委員会は処分者側の主張については処分者ですら述べていない主張を立証抜きに補強主張をしている。こんな裁決書があるだろうか。処分者以上に処分者である。(石橋)

申立人吉岡についての裁決書批判

吉岡固有の問題で、三点に限って反論、抗議する。

1 健康状態

曰く「しかし、吉岡に上記のような症状があったとしても、一切転任させることができなくもないし、本件高校における勤務と配転先での勤務を比較した場合、『後者の勤務が前者の勤務より同症状に適しない。』ということ

違法な辞令で上宮川文化センターへ配転し、その後違法な辞令で出向を解除し別の部署へ配転させられたことでもって、その違法行為がなかったが如くあえて見逃すのが「公平」と冠された委員会のなす裁決であろうか。

このように、処分者側の寺内代理人が考えもつかなかった門前払い論で職名のない辞令を発令した処分者の違法行為を認めたのは、処分者側よりもさらに「有能な」処分者側代理人高澤(実は、公平委員会委員長、本件審査長)としかいいようがない。処分者側は「お手当」を彼に払わなければならないのではな

2 申立人らの同意等の必要性について

ウ 石橋及び吉岡の勤務時間の変更についても、「転任による職務内容及び勤務場所変更に伴い通常発生するものであって、同人らに不利益があるとしても、違法、不当な不利益であるとは言えない。」と、石橋及び吉岡の勤務時間の変更について、違法、不当な不利益ではないと裁決書では述べている。

しかし、始業時間一二時三〇分、終業時間二一時という勤務時間、そして、時期によって大幅に勤務時間の割振りが変わるといような職場、さらに、同一の職場で同一の仕事をしていて特定の職員だけが勤務時間の割振りが異なるというような勤務体系は芦屋市で

も言えない。(裁決書―理由より)

何と歯切れの悪い文章か。ましてや根拠のないこと甚だしい。比べようもないこと「仮説(もしこの強配一〇年を高校にいたとしたらだ!)」を基に独断されたのではたまらな

2 市長責任

曰く「市長に対する本件申立を棄却する。『市長の事務部局に出向(併任)を解除する』旨の処分により、実質的にその目的を達したものであり、申立の利益を失ったものであると認められる」(裁決書―理由より)

要するに、市長の併任辞令により、同和対策部上宮川文化センターへ配転させたが、その処分を五年後解除し、社会教育部美術博物館勤務になったのだから、市長責任はなくな

は一般事務職では他に類をみないことは「芦屋市職員の勤務時間」を見れば明らかである。裁決書では「転任による職務内容及び勤務場所の変更に伴い通常発生するものであって」と、転任すれば、しばしばありうるかの如く述べているが、実際に芦屋市ではそういう例があったのか。公平委員会はそういう例を知っているのか。また、処分者が転任によりそういう例があったと立証したのか。否。

また、ここでも公平委員会は処分者が立証していないことまで踏み込んで一方的に処分者の主張に沿った判断を下している。一般事務職員が配置換えで別の職場に異動しても私たちのような大幅な勤務時間の変更は絶対に生じない。

申立人のような大幅な勤務時間の変更の例が考えられるとすれば、それは、一般事務職員が看護婦に転任する場合、または、下水道処理場、環境部施設課の工務職の職員に転任する場合、さらに、消防署職員に転任する場合、四つの例が考えられる。しかし、このどれもが一片の辞令でもって転任できないのは地方公務員なら常識。市役所OBの石垣公平委員はそんなことすら知らないのか。

このように転任することで、大幅な勤務時間の変更は通常あることでは決してない。そういう大幅な勤務時間の変更を伴う転任は、もう一度選考試験を受けて採用され

低処分取り消しの一步を踏み出すのであって、「強配ころがし」をして、強配の固定化、一般事務職化することは、市長責任が増すことはあれ、無くなるはずはない。加えて、全国初女性市長が専門職である女性教諭の仕事を奪っている事実は消えない。

3 暴力

それにしても、同和教育に熱心だったと上宮川文化センターへ飛ばし、美術の教師だったと美術博物館へ飛ばし、世間が聞いても一見もっともらしい理由で教職を奪い、その実、やらせた「仕事」は雑務にすぎず、これまた一言の言及もない。

私たちが、一〇年の長きをかけて糺し続けたことは、転職の法的根拠のみである。市公平委員会は逃げ切ること事欠いて処分者側文言そのままを転載並列しての「理由書」である。かくして、裁決書は芦屋市、市教委、市公平委員会が三位一体であることの自らの証明書となった。その上、こいていねいにも「再審請求」の案内まで付いている。ご期待に添えて、市公平委員会「に」ではなく、市公平委員会「を」訴えようではないか。

市公平委員会は、自分たちが何をしたのか、わかっているのか。岡山県議会と同様、私たち(従軍慰安婦)とされた女性たちと私)の怒り、苦しみ、悲しみ、破壊がなかったと断言

したのだ。これが暴力でなくて何であろう。

(吉岡)

### 申立人麻田についての裁決書批判

裁決書の私の部分は、「麻田は本件異動処分の取り消しを求めているが、本件申立は『同処分前の職への復帰』を求めるものと考えるべきであり、同復帰が実現した状態になれば、申立の利益を失うものとすべきである。」となっていました。

私が学校現場に戻った時点で、すでに弁護士団会議の中でも今回の裁決は当然予想されました。しかし私が不服申立をしてきたのは市教委が出した指導部学校教育課に指導員として事務職を命じ、そして高体連の組織を利用してアルバイト職員の代替えとして私を県教委に出向させた、この何でもありの二点の職務命令について処分が間違っていると公平委員会ですべて争ってきました。

にも拘らず、現場復帰したことで処分の中味については一切触れずに本当に一言も触れずに終わっていました。この一〇年間も公平委員会は何を審議してきたのか非常に憤りを感じます。

また、今まで「森村ら申立人」と呼ばれており同時に配転処分を受けた仲間の中に入れてきました。この裁決書の結論部分で

は、「麻田以外の申立人ら」と書かれており、現場に戻ったからあんな別やと言わんばかりの書き方は私が申立てた処分の中味に触れたくないために他なりません。

不本意に教壇を追われ悶々と過ごした月日は、復帰したからといって無くなってしまっているのではないことは言うまでもありません。

(麻田)

### 申立人深沢についての裁決書批判

△裁決批判▽

一〇年の審理を抹殺、たった二行の裁決情けないというか、何というか。裁決書に書かれた「申立人の主張」はたったの五行。「理科で一名が同意のもとで中学校へ転出、新任が一名採用された。減員の必要性があったとしても深沢を転出させる必要はなかった。私は、審理廷でこれだけしか話さなかったのだから。一瞬目を疑った。六時間にわたる主尋問と反対尋問。処分者があげた処分理由、私を配転対象として選んだ理由に逐一反論したはずだ。減員の必要性はその一つにすぎない。全面的に反論することによって、処分者の配転意図を明らかにしてきたはずだ。小林証人でさえ、処分者があげたすべての条件を当てはめれば他の教諭が配転対象となることを認めていた。公平委員会は、処分

者をかばって、不利な点をすべて抹殺した。

そして、配転を認めるたった七行の「理由」がかかれる。「市教委はコンピュータ教育の研究促進を考え、すべての学校へのコンピュータ導入を企画していたが、そのため教育研究所の充実を必要とした。深沢は理科の教師であり、本件高校での在職年数一五年あまり、理数系知識、経験が豊富であること等から、市教委は深沢が適任であると考え、本件異動処分を行った」。

これが理由のすべてである。これだけの理由であれば他の教諭が適任となることを小林が認めているにもかかわらず、恥知らずにも処分者主張を繰り返す。

処分者がこの配転を正当化するために様々な述べてきた公務の必要性がことごとく破綻したことで、公務の必要性以外の意図が浮き上がってきた。そのため処分者が主張してきた他の処分理由はなかったものとして扱われた。嘘八百を並べ立てての配転処分、交流と称しての長期の隔離等々、裁決書は処分者に不都合な点には一切ふれることなく、処分者は公平委員によって手厚く擁護されている。

公平委員会は処分者よりもさらに処分者のであった。そこで一句。  
雇用者の 弁護ばかりの 審査長

己の立場を 思わず忘れ  
(十年間を十二行に押し込められた男、深沢)